

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主及び投資家重視の経営方針のもとに、企業競争力を強化し、企業価値の向上を図るため、経営判断の迅速化を図るとともに効率的かつ透明性の高い経営に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

原則1 - 2 - 4 (議決権の電子行使・株主総会招集通知の英訳)
現在、電子行使の環境作り、招集通知の英訳は行っておりません。
今後、機関投資家・海外投資家の比率、要望に応じて検討してまいります。

原則3 - 1 (1) 経営計画の開示・公表について
当社規程に基づき、中期経営計画を作成しておりますが、当社の業績は、民間・公共の設備投資等の市場環境に大きな影響を受けるため開示していません。なお、作成した中期経営計画のうち、当該事業年度にあたる部分は、現状の経営環境を考慮して修正を加え、事業単年度の業績予想として決算短信で公表しております。

原則5 - 2 (経営計画の策定・公表)
当社規程に基づき、中期経営計画を作成しておりますが、当社の業績は、民間・公共の設備投資等の市場環境に大きな影響を受けるため開示していません。なお、作成した中期経営計画のうち、当該事業年度にあたる部分は、現状の経営環境を考慮して修正を加え、事業単年度の業績予想として決算短信で公表しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

原則1 - 4 (いわゆる政策保有株式)
純投資目的以外の目的で保有する株式に関して、下記の条件を満たしている場合に保有することを方針としております。
(1) 業務提携、取引の維持・強化などの保有目的の合理性があること
(2) 当該企業の財務の健全性や配当利回りなどの収益性があること
また、同株式に係る議決権行使は、その議案が上記の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に考慮し、行ってあります。

原則1 - 7 (関連当事者間の取引)
当社の規程において、関連当事者取引を実施する際は、事前に取締役会の審議を受けるよう定められております。また、当社及び子会社を含む全ての役員に対し、関連当事者取引の有無について確認を行っております。

原則3 - 1 (情報開示の充実)

(1)
【経営戦略】
今後のわが国経済は米国の景気拡大に牽引され、全体として景気は緩やかに回復するものと見込まれる一方、消費税率引き上げによる需要の変動や為替変動の懸念など先行き不透明感が続くものと考えられます。産業防災保安機器業界におきましても、緩やかな景気回復が期待されますが、企業間競争の激化や為替変動等の懸念材料を考慮に入れると、予断を許さない状況が続くものと予想されます。このような状況の下、当社グループは、防災保安機器メーカーとして品質管理体制並びにサービス体制の充実、ユーザーニーズにそった製品開発、生産体制の効率化と省力化による原価低減、経費削減に努めると同時に国内外での積極的な販売活動を展開し、今後の業績確保を図ってまいります。

【経営理念】
経営理念につきましては当社ホームページに開示しております。
(<http://www.rikenkeiki.co.jp/company/vision>)

(2) コーポレートガバナンス報告書「Ⅰコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」 「1. 基本的な考え方」に記載しております

(3) 社内の規程において、株主総会の決議による報酬総額の限度内で、基本報酬、業績連動報酬を決定しております。

(4) 社内の規程に定められている要件を満たしたものを候補者として推薦しております。

(5) 取締役候補者の選任理由については、株主総会招集通知に記載しております。

原則4 - 1 - 1 (経営陣に対する委任の範囲)

当社は、取締役会規則、その他規程により、取締役会、社外取締役を除いた全取締役および執行役員で構成する経営企画会議、代表取締役、取締役等の意思決定機関および意思決定者に対するの権限を定めております。

原則4 - 9 (独立性判断基準の策定・公表)
当社は、東京証券取引所が定める基準を、独立性判断基準としております。

原則4 - 11 - 1 (取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方、取締役の選任に関する方針・手続) また、通常取締役候補者の選任については、「役員選任規程」に定めており、その基準は次のとおりです。

- (1) 法定の要件を備えていること
- (2) 経営感覚が優れていること
- (3) 指導力、統率力及び企画力に優れていること
- (4) 役員にふさわしい人格、識見を有すること

取締役候補者は、毎年5月の取締役会の承認を経て選任され、その後、6月末までに開催予定の株主総会にて承認を経て取締役に就任いたします。なお、監査等委員である取締役の候補者については監査等委員会の承認も経るものとしています。

原則4 - 11 - 2 (取締役の兼任状況)
役員の兼任状況については、毎年、定時株主総会招集通知の事業報告において開示しております。

原則4 - 11 - 3 (取締役会全体の実効性の分析・評価)
取締役会は、毎年、各取締役の自己評価等を踏まえ、取締役会全体の実効性について、分析・評価を行います。各取締役は、1年間の取締役会の運営について、概ね実効性を確保していると自己評価し、その旨を取締役会において確認しておりますが、今後とも、取締役会における議論の活性化に努めてまいります。

原則4 - 14 - 2 (取締役に対するトレーニングの方針)
取締役就任時には、取締役に係る基礎的な知識を習得するため、外部セミナーに必ず参加しております。就任後は定期的にコンプライアンスに関するセミナーを受講しております。また、職務に必要な専門知識については、必要に応じて各自がセミナー等に参加し、必要な専門知識の習得に努めております。

原則5 - 1 (株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針)
当社は、IR担当部門として経営企画室を設置し、経営企画室を担当する取締役が株主との対話全般を統括し、社内関係部門と連携して対応にあたっております。株主との対話の結果については、必要に応じて取締役会にて報告する体制となっております。また、ホームページにおいて、IRページを設置し、株主向けに情報を公開しております。対話に際しては、インサイダー情報の管理のため、規程に基づき情報を管理しているほか、決算発表前にサイレント期間を設けインサイダー情報の流出を防ぐとともに、対話に当たっても、複数で対応することにより、インサイダー情報の漏洩を防止しております。

2. 資本構成

| | |
|-----------|------------|
| 外国人株式保有比率 | 20%以上30%未満 |
|-----------|------------|

【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|--|-----------|-------|
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL | 2,910,870 | 12.30 |
| 第一生命保険株式会社 | 1,200,000 | 5.07 |
| 株式会社みずほ銀行 | 1,135,201 | 4.80 |
| 理研計器協力会社持株会 | 1,048,831 | 4.43 |
| 理研計器従業員持株会 | 848,704 | 3.59 |
| 株式会社三井住友銀行 | 837,100 | 3.54 |
| 長野計器株式会社 | 711,000 | 3.00 |
| THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LE NDING ACCOUNT | 583,600 | 2.47 |
| BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND | 550,000 | 2.32 |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 | 491,260 | 2.08 |

| | |
|-----------------|--|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | |
|-----------------|--|

| | |
|--------|----|
| 親会社の有無 | なし |
|--------|----|

補足説明

3. 企業属性

| | |
|-------------|--------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
|-------------|--------|

| | |
|-----|----|
| 決算期 | 3月 |
|-----|----|

| | |
|----|------|
| 業種 | 精密機器 |
|----|------|

| | |
|---------------------|-----------------|
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|------------|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |
|------|------------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 13名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 10名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 3名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 3名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | | |
| 服部 弘志 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |
| 田中 龍彦 | 学者 | | | | | | | | | | | | | |
| 山本 茂 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 監査等委員 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|-------|------|--------------|--|
| 服部 弘志 | | | | <招聘理由> 弁護士として企業法務に関する豊富な経験と専門的知識を有しており、社外取締役としての役割を十分に果たすことが期待できるため。 <独立役員指定理由> 東京証券取引所の定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しないため。 |

| | | | | |
|-------|--|--|---|---|
| 田中 龍彦 | | | | <p><招聘理由> 工学博士として豊富な経験と技術分野に関する知見を有しており、社外取締役としての役割を十分に果たすことが期待できるため。</p> <p><独立役員指定理由> 東京証券取引所の定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しないため。</p> |
| 山本 茂 | | | <p>過去に、株式会社みずほコーポレート銀行(現:株式会社みずほ銀行)の業務執行者(執行役員)として勤務しておりました。当社は、平成29年3月期末の実績として、株式会社みずほ銀行に対して借入金がありますが、同社からの借入額は、当社の当期末連結総資産額の約2.0%であり、十分に独立性を有していると判断しております。</p> | <p><招聘理由> 金融機関での豊富な業務経験に基づき、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、社外取締役としての役割を十分に果たすことが期待できるため。</p> <p><独立役員指定理由> 東京証券取引所の定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しないため。</p> |

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

| | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 委員長(議長) |
|--------|--------|---------|----------|----------|---------|
| 監査等委員会 | 4 | 1 | 1 | 3 | 社内取締役 |

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人はおりませんが、監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めたときはこれに応じることとします。また、監査等委員会の職務を補助すべき従業員が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会にかかわる業務を優先して従事するものとします。

なお、監査等委員会の職務を補助すべき従業員の人選、異動、処遇の変更については監査等委員会の同意を要するものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、経営監査室と情報を共有しつつ、執行ラインとは異なる立場で定期的に内部監査を実施してまいります。

また、会計監査人とは、監査計画の説明、監査結果の報告を受けると同時に、適宜情報交換を行い、監査体制の充実を図ってまいります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、株主総会で承認された報酬限度枠内で、経済情勢、在任期間、業績を勘案し、取締役会で協議の上、決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役(5名)の報酬等の総額 177百万円

(注1)取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注2)取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第109回定時株主総会において、年額2億5千万円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただきました。

(注3)監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第109回定時株主総会において年額5千万円以内と決議いただきました。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関しては、役員報酬規程を定めており、経済情勢、在任期間、業績を勘案し、取締役会において審議の上、報酬額を決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員である社外取締役に専従の従業員は配置していませんが、社外取締役から要請があれば、経営監査室、経理部、総務部などがサポートすることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・当社の取締役会は、10名の取締役からなり、迅速かつ適切な意思決定を行うため、定期的に取締役会を開催しております。また、執行役員制度を導入し、経営組織の効率化と責任の明確化を図っております。

また、社外取締役を除く全取締役および執行役員で構成する経営企画会議を隔週で開催し、経営・研究開発・生産・販売・品質管理・情報管理を中心とした業務全般に亘る意思決定と業務執行の迅速な対応を図っております。

・監査等委員会は監査等委員4名で構成されており、内3名は、社外取締役であります。監査等委員は取締役会、経営企画会議その他重要な会議に出席並びに重要文書の閲覧等厳正な監査を実施して、取締役の意思決定の過程及び取締役の職務執行状況についても常に監視する体制となっております。また、監査等委員会は会計監査人より会計監査の監査計画の説明、会計監査の監査実施状況並びに監査結果の報告を受けると同時に、適宜情報交換を行い、監査体制の充実を図っております。

・取締役候補者の選任につきましては、「役員選任規程」を定めております。

・報酬の決定につきましては、株主総会で決議された限度額枠内で取締役会の協議にて決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役の機能を活用し、取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の強化を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の健全性と効率性を高めるため、監査等委員会設置会社制度を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---------------|---|---------------|
| IR資料のホームページ掲載 | 決算情報、決算情報以外の適時開示資料、株主総会招集通知、有価証券報告書を掲載しております。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 | |
|------------------------------|--|--|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社の行動規範において、各ステークホルダーに対する基本方針を定めております。 | |

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社及び当社子会社(以下「当社グループ」といいます)は、企業が存立を継続するためには法令遵守の徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、役員・従業員全員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めております。
(2) 当社グループは、良き企業市民として法令遵守と環境保全に努め社会的責任を果たすため、「経営理念」及び「経営方針」を定めております。また、役員・従業員の共通の価値観・倫理観であり、行動のよりどころとなる「行動規範と行動指針」を定めコンプライアンス意識の維持・向上を図っております。
(3) 当社グループは、事業活動における遵法精神の徹底・強化を図ることを目的として社長を委員長とし社外弁護士も参加する「コンプライアンス委員会」を設置しております。
(4) 当社グループにおける企業倫理・遵法の一層の向上を図るため「内部通報制度(コンプライアンスホットライン)」を設置しております。
(5) 当社は業務執行部門から独立した経営監査室を設置しており、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施し、その結果を取締役会及び監査等委員会に適宜報告することとしております。
(6) 監査等委員会は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め取締役の職務執行を監査することとしております。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録等取締役の職務の執行に係る情報を、法令及び「文書管理規程」等に基づき、その作成から利用活用、定められた期間の保存、廃棄に至るまで適切に管理することとしております。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 当社は、当社グループの企業価値を維持し、その向上を図るうえで管理すべきリスクを洗い出し、保安機器メーカーとして品質に関するリスクを重要なリスクとして認識し、製品の欠陥(クレーム)に対応すべく、品質に関する委員会を定期的開催し、クレーム発生の事前防止及び再発防止策を講じる体制をとっております。また、各担当部署も、安全、品質、環境等のリスク並びにコンプライアンスについて必要に応じ規則を制定し管理することとしております。
(2) 当社は、有事においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」を組織して、「緊急事態対応マニュアル」に従い、会社全体として危機管理に対応することとしております。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社は、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定し、取締役会の承認を得ることとしております。
(2) 当社は、定期的にと取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況報告・実績管理等を行うこととしております。また、取締役会の下に、全取締役および執行役員で構成する「経営企画会議」を隔週で開催し、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うとともに取締役会から委譲された範囲内で当社業務の執行及び施策の実施について審議しております。
(3) 当社は、執行役員制度を設け、「執行役員規程」に基づき、その責任と権限を明確にして組織の効率的な運用を図るよう努めております。
- 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社は子会社に対する管理を明確にし、子会社の指導、育成を促進して企業集団としての経営効率の向上に資するため「関係会社管理規程」を定め、同規程に基づいて子会社を管理し、必要に応じて報告を受けております。
(2) 当社は、子会社に役員を派遣するなどし、企業集団として業務の適正を確保するための体制をとっております。
- 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項並びに当該従業員に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
(1) 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めたときはこれに応じることとします。
(2) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の人選、異動、処遇の変更については監査等委員会の同意を要するものとします。
(3) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会にかかわる業務を優先して従事するものとします。
- 当社の監査等委員会への報告に関する体制
(1) 当社の取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制
取締役、従業員は、監査等委員会の求めに応じて会社の業務執行状況を報告することとしております。また、監査等委員である取締役は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため経営企画会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を受けることとしております。
(2) 子会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
子会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者について、当社の監査等委員会へ当該報告が報告される体制を整えております。
- 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会への報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する規定を設けております。
- 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、監査等委員会の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
- その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、代表取締役との相互認識を深めるよう努めることとしております。
- 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの整備

を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととします。

12. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、当社の行動指針において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断し、また、これらの活動を助長するような行為は行わない旨を定めております。行動指針は全役員及び従業員に配布し、周知徹底をはかっています。また、警察及び外部専門機関と連携をはかり、反社会的勢力に関する情報の収集を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記内部統制システム12. 反社会的勢力排除に向けた体制に記載のとおりです。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させ、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。)に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」(以下「本プラン」といいます。)を導入しております。

1. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念や当社企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。

一方、当社の株式は東京証券取引所市場第一部において取引されている上場株式であることから、当社の株主は、一般に市場での自由な取引を通じて決まるものであるとともに、会社の方針の決定を支配する者も株主の皆さまの意思に基づき決定されるべきものと考えており、また、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付行為や買付提案がなされた場合にこれに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆さま全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不相当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付等を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

2. 当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)

当社は、当社株式に対して大規模な買付等が行われた場合に、株主の皆さまが適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルールを設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付等がなされた場合の対応方針を含めた「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」を導入しております。本プランの有効期限は、平成30年6月に開催される当社定時株主総会終結の時までとし、以降、本プランの継続(一部修正したうえでの継続を含む)については3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとなっております。

なお、本プランの詳細につきましては、当社インターネットホームページ(<http://www.rikenkeiki.co.jp/>)をご参照ください。

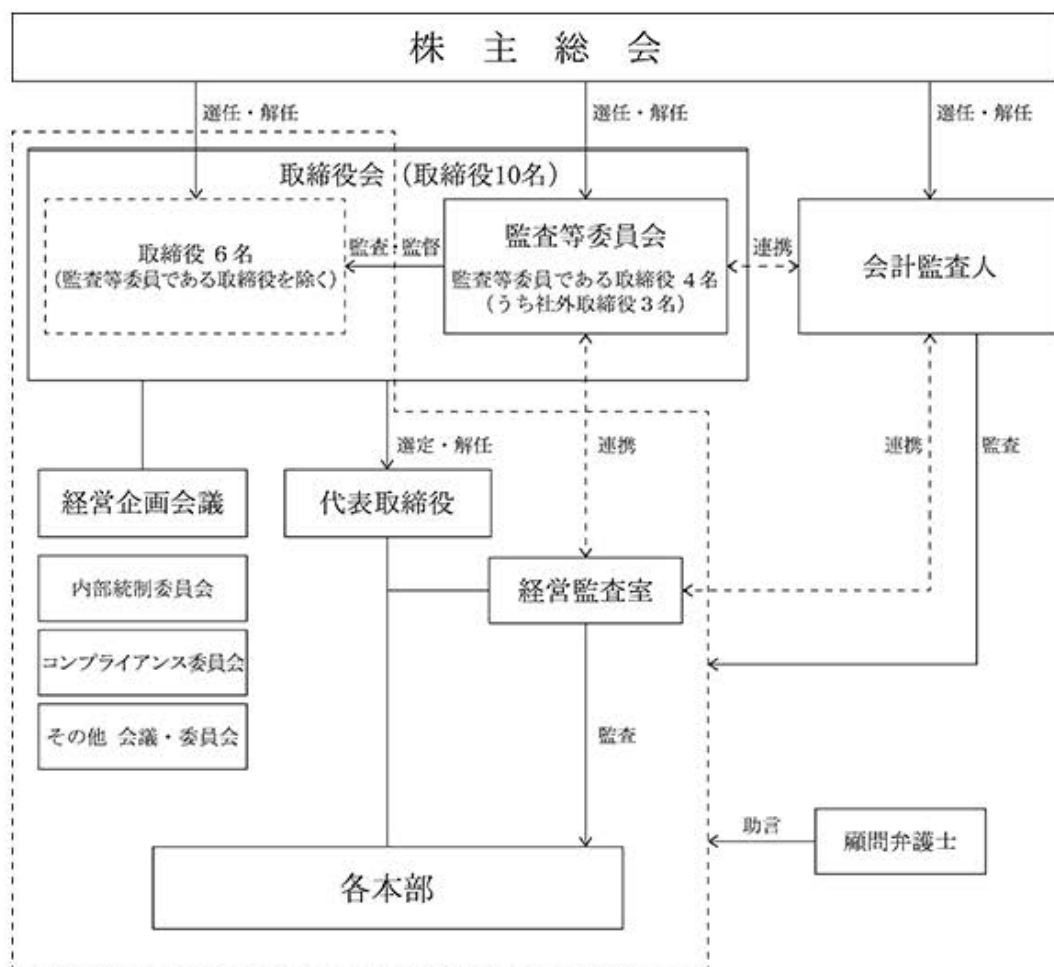
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

< 適時開示体制の概要 >

会社情報の適時開示に係る社内手続きにつきましては、「情報管理及びインサイダー取引に関する規程」を定め、重要事実を迅速かつ遺漏なく把握できるよう努めております。

具体的には重要事実の発生があった場合には、発生部門より所管部門に対し速やかに報告がなされ(決定事実・決算情報については発生部門=所管部門)、所管部門から情報管理責任者(経営企画室長)に文書(「インサイダー情報報告書」)で通知された後、情報管理責任者は代表取締役へ報告すると同時に情報開示の必要性の有無を判断する体制をとっております。

〈コーポレート・ガバナンス体制 模式図〉



〈適時開示体制 模式図〉

